2026年5月1日
豊トラスティ証券株式会社

復興特別所得税・防衛特別所得税についてのお知らせ

現在復興特別所得税として2013年1月1日から、基準所得税額に対して2.1%を乗じた金額（利益に対しては0.315%）が追加的に課税されておりますが、2027年1月1日より復興特別所得税の税率・課税期間が以下のように変更となり、防衛特別所得税の課税が開始されます。（2028年の2月中旬から始まる確定申告において適用されますのでご注意ください。）

弊社が取扱う金融商品等につきましても、復興特別所得税、防衛特別所得税が課税されますので、お取引されている金融商品ごとの税率等をご案内申し上げます。

商品関連市場デリバティブ取引（以下、「商品デリバティブ取引」）、商品先物取引、指数先物取引、Yutaka24（くりっく 365）、ゆたか CFD（くりっく株 365）については申告分離課税方式が適用され、個人のお客様が各年分の利益金等を確定申告する際に、所得税と復興特別所得税・防衛特別所得税を併せて支払うことになります。課税額の変動はありませんが、税の内訳が変わることになります。

具体的な税率は以下の通りとなります。

	～2026年12月31日	2027年1月1日～
商品デリバティブ取引 商品先物取引 指数先物取引 Yutaka24（くりっく 365） ゆたか CFD（くりっく株 365）	所得税 15% 復興特別所得税 所得税額×2.1% 住民税 5%	所得税 15% 復興特別所得税 所得税額×1.1% 防衛特別所得税 所得税額×1.0% 住民税 5%

※復興特別所得税は2047年12月31日迄課税されます。防衛所得税は期間を定めておりません。

国内法人の場合は、法人課税されます。

(1) 2027 年 1 月 1 日以降の利益金等に対して課せられる税金の具体例

① 商品デリバティブ取引、商品先物取引、指数先物取引

申告分離課税方式で、年間（1 月～12 月）の損益を合算して算出された純利益（決済した時に生じた売買差金から委託手数料と消費税等の取引に直接要した費用を控除したもの）に対して、所得税（15%）、復興特別所得税（所得税額×1.1%）、防衛特別所得税（所得税額×1.0%）、住民税（5%）が課税されます。

［計算例］

個人においては、商品デリバティブ取引の純利益額が 300,000 円とした場合、確定申告をして、所得税額 45,000 円、復興特別所得税額 495 円、防衛特別所得税額 450 円と住民税 15,000 円として計算されます。

所得税額 = 300,000 円 × 15% = 45,000 円

復興特別所得税額 = 45,000 円 × 1.1% = 495 円

防衛特別所得税額 = 45,000 円 × 1.0% = 450 円

住民税額 = 300,000 円 × 5% = 15,000 円

支払金額 = 45,000 円 + 495 円 + 450 円 + 15,000 円 = 60,945 円

② Yutaka24（くりっく 365）

申告分離課税方式で、年間（1 月～12 月）の損益を合算して算出された純利益（決済した時に生じた売買差金及び受渡したスワップポイントの累計から委託手数料と消費税等の取引に直接要した費用を控除したもの）に対して、所得税、復興特別所得税、防衛特別所得税、住民税が課税されます。

［計算例］

① の商品先物取引の計算例と同様の計算になります。

③ ゆたか CFD（くりっく株 365）

申告分離課税方式で、年間（1 月～12 月）の損益を合算して算出された純利益（決済した時に生じた売買差金及び受け取った配当相当額と支払った金利相当額の累計から委託手数料と消費税等の取引に直接要した費用を控除したもの）に対して、所得税、復興特別所得税、防衛特別所得税、住民税が課税されます。

［計算例］

① の商品先物取引の計算例と同様の計算になります。

(2) 損益通算について

商品デリバティブ取引、商品先物取引、指数先物取引、Yutaka24、ゆたか CFD 等の商品・金融デリバティブ取引においては、年間差引損益等の通算ができます。通算額が損失の場合、確定申告しておきますとその損失の金額を翌年から最大 3 年間、取引所及び店頭の商品・金融デリバティブ取引等の所得から控除することができます。

(1) 本紙は発行時点における法令その他の情報を基に作成しております。

(2) お客様の個別具体的な税務上の取扱い等につきましては、税理士や税務署等にご相談ください。